

公募型プロポーザルの実施について

令和5年8月31日

大阪市計画調整局長 寺本 譲

次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. プロポーザルに付する事項	
(1) 案件名称	令和5年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託
(2) 履行期間	契約日～令和6年1月26日
(3) 業務内容	大阪市都市プロモーション動画制作に係る 1) 企画及び構成・2) 動画制作・3) 編集
2. 日程及び場所	
(1) 公告日	令和5年8月31日
(2) 交付書類交付期間	令和5年8月31日～9月14日 (本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))
(3) 交付書類交付場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課 大阪市ホームページ掲載ページ(予定): 「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 > 「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」 > 「プロポーザル方式等発注案件」 > 「計画調整局プロポーザル方式発注案件」
(4) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間	令和5年8月31日～9月14日 (本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))
(5) 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課
(6) 提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)	令和5年9月15日
(7) 提案受付	令和5年9月19日～10月6日 (本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))
(8) 提案書等の提出場所	大阪市計画調整局開発調整部開発計画課
(9) プレゼンテーション(予定)	令和5年10月20日
(10) 審査結果の決定・非決定通知日(予定)	令和5年10月下旬頃
3. 応募資格	
次に掲げる条件のすべてに該当すること。	
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
② 応募時点から過去5年以内に官公庁または民間企業等において、自治体や商品・サービス等をPRする動画を提案し、制作した実績(1契約につき2,000,000円以上)があること。	
③ 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。また、同要綱別表に掲げるいずれの措置要綱にも該当しないこと。	
④ 公募型プロポーザル参加申出時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。	
⑤ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。	
⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。	
⑦ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。	
⑧ 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(業務委託)に、大分類(04 映画等制作広告・催事、印刷)中分類(01 映画・ビデオ制作)で登録していること。	
⑨ 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たすときに限り可能とする。 ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。 イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。 ウ 構成員すべての事業者が上記①～⑦の基準すべてを満たしていること。 エ 代表者とならない事業者にあたっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。 オ 参加者申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。	

4. 交付書類

- (ア) 公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 仕様書
- (ウ) 業務委託契約書(案)
- (エ) 参加申請書
- (オ) 誓約書
- (カ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (キ) 業務委託特別共同企業体協定書(例)
- (ク) 実績報告書
- (ケ) 提案書の作成について
- (コ) 提案書(様式1~様式4)

5. 担当

計画調整局開発調整部開発計画課 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁7階
TEL 06-6208-7827 FAX 06-6231-3751

6. その他

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAXによる提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分~午後1時を除く)
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、書面(様式自由、A4判とする)にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分~午後1時を除く)
- (7) (4)及び(6)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、下記にて書面により行う。
 - <場 所> 参加申請書等提出場所に同じ
- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。
- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱(平成23年9月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。